

令和6年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

日時: 令和6年7月30日(火)午後2時～

場所: 豊田市福祉センター2階 介護予防室

議事次第

1 開会・福祉部長 挨拶

2 委員委嘱・オブザーバー紹介

席次表参照

3 令和6年度の協議会の進め方について

本資料(P.3)

4 議事

(1) 豊田市における権利擁護支援に関する取組の現状について(報告)

本資料(P.4-21)

(2) 次期計画の策定方針について(報告)

本資料(P.22-24)

(3) 次期計画(6年間)で取り組むべき課題について(協議)

本資料(P.25-26)

<配布資料>

① 次第

② 席次表

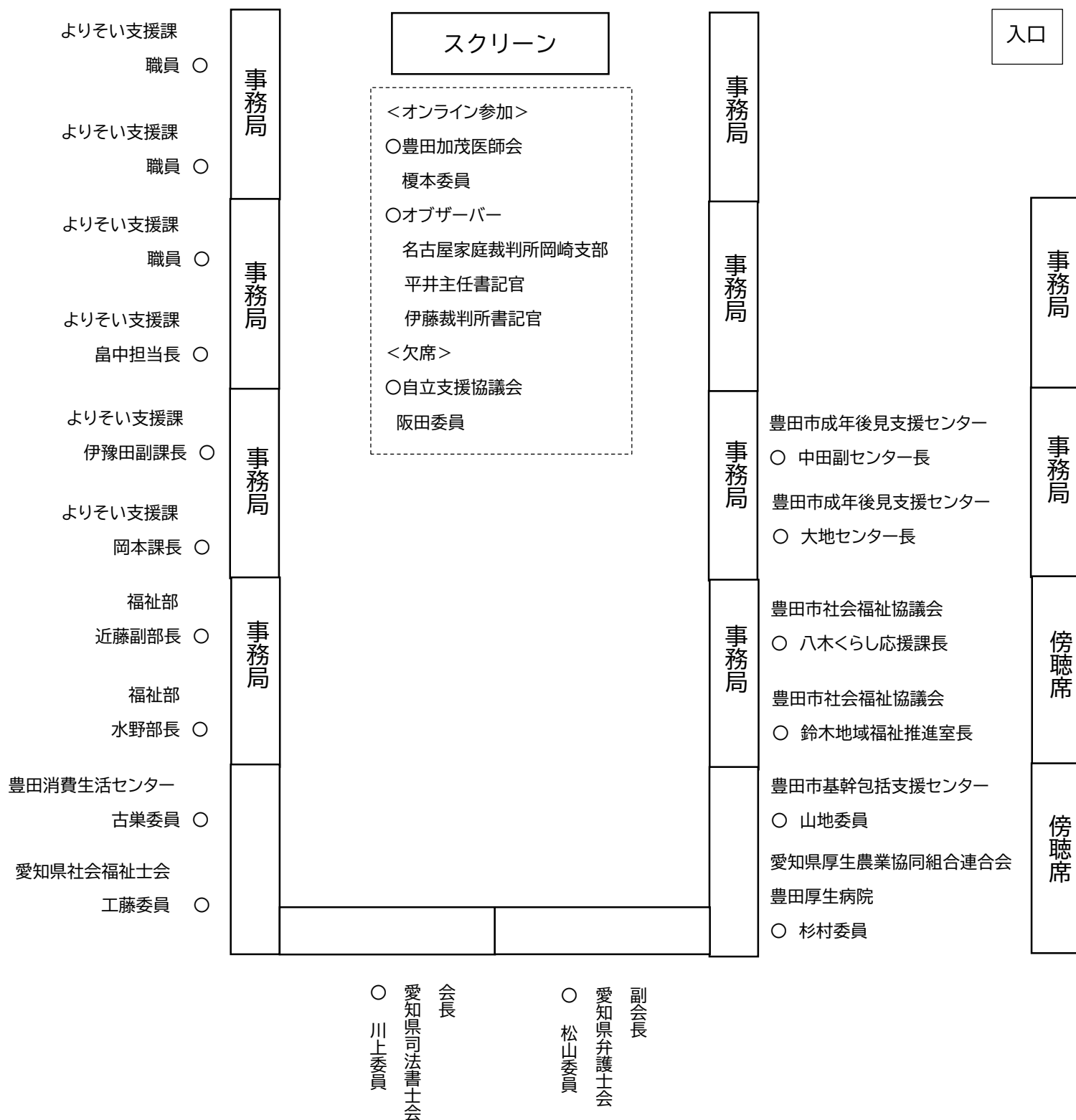
③ 本資料 第1回会議本資料

④ 別紙 とよた市民後見人養成講座 カリキュラム

令和6年7月30日(火)午後2時～
豊田市福祉センター2階 介護予防室

令和6年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第1回会議

席次表



令和6年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会
第1回会議・本資料

令和6年7月30日（火）
豊田市 福祉部 よりそい支援課
豊田市成年後見支援センター



- 1 令和6年度の協議会の進め方について P. 3
- 2 委員の就任委嘱について
- 3 豊田市における権利擁護支援に関する取組の現状(報告) …… P.4～21
- 4 次期計画策定方針について(報告) …… P.22～24
- 5 次期計画(6年間)で取り組むべき課題について(協議) …… P.25～26



第1回 (7/30)

- 豊田市における権利擁護支援に関する取組の現状について
- 次期計画の策定方針について
- 今後取り組むべき課題について

第2回 (11/19)

- 身寄りのない方への支援のあり方について
-
-

第3回 (2/4)

- 地域福祉計画の進捗、アンケート調査結果報告
- 次年度の協議会について
-

豊田市における権利擁護支援に関する取組の現状

- 令和4年度に行った計画の中間見直しによって、6つの重点取組と1つの懸案事項に整理した。
- 重点取組については、取組の達成に向けて、年度毎に取組指標を設定している。

重点取組	令和6年度の取組予定
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	・ とよた市民後見人養成講座の開催継続 ・ 暮らし応援資金の活用策の充実、啓発策の検討
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	・ 身寄りのない方への支援のあり方検討部会等を通じた支援の検討 ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	・ 各種ガイドライン等に沿った研修等の実施 ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践(再掲)
④ 消費生活センターとの連携策の構築	・ 研修の継続実施とつなぎフロー作成等の仕組み化
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	・ 全庁的な手続き対応のあり方の中での検討・実施
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	・ 重層全体で設置する支援調整フェローの活用
懸案事項	
○ 新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討(社会福祉連携推進法人の活動支援)	

【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (とよた市民後見人養成講座の実績と令和6年度の予定)

- すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して生活できる地域共生社会を目指し、地域における権利擁護を共働で取り組む「市民後見人」を豊田市において養成するため、令和2年度から「とよた市民後見人養成講座」を開催している。

1 市民後見人の状況

[人]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	総数
講座受講者数	22	19	10	カリキュラムの見直し	29	81	161
講座修了者数	17	19	10		24		70
バンク登録者数	17	16	7		19		59
受任者数(延べ)		7	5	6	9	2	29
受任終了者数		1	1	2	4	1	9

その他の活動状況(各活動者間での重複あり) [人]

※7月30日現在、20名の方が市民後見人として活躍中

活動内容	人数
意思決定フォロー登録	12
後見一座	8
地域活動(過去含む)	19
ボランティア登録	1
介護サービス相談員	1



後見一座の活動の様子



市民後見人の活動の様子

【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (とよた市民後見人養成講座の実績と令和6年度の予定)

2 令和6年度の実施の流れ

(1) 権利擁護推進シンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会 ※別途、報告資料あり

日 時: 令和6年6月29日(土)午後1時30分～午後4時30分

内 容: ①シンポジウム: 「本人が決める」を地域で支える ～地域共生社会に向けた意思決定支援の推進～

②事前説明会: 豊田市の取組、養成講座の概要説明

(2) 基礎課程 ※詳細は別紙参照

日 程: 令和6年7月20日(土)～10月19日(土) 午後1時～午後4時30分

回 数: 7日間

内 容: 成年後見制度の知識、対象者の理解、後見人等が行う財産管理と身上保護等

受講者: 81名(過去、最大の申し込み)

(3) 実務課程 ※詳細は別紙参照

日 程: 令和6年11月2日(土)～12月21日(土) 午後1時～午後4時30分

回 数: 6日間

内 容: 後見業務の実際(後見人になったらやるべきこと)、グループワーク等

受講者: 基礎課程を修了し、市民後見人として活動することを希望する方が受講予定

(4) 事前面接

日 程: 令和7年1月中の土曜日

内 容: とよた市民後見人バンク登録に向けた面接



The poster details the training course for Toyota City Guardians. It is divided into two main sections: '基礎課程' (Basic Course) and '実務課程' (Practical Course). The Basic Course runs from July 20 to October 19, 2024, for 7 days. The Practical Course runs from November 2 to December 21, 2024, for 6 days. The poster lists specific dates and topics for each day, such as '基礎知識' (Basic Knowledge), '実務知識' (Practical Knowledge), and 'グループワーク' (Group Work). It also includes contact information for the Toyota City Guardian Bank and a QR code for more information.

基礎課程	実務課程
1日目 7/20(土)	1日目 11/2(土)
2日目 8/3(土)	2日目 11/9(土)
3日目 8/17(土)	3日目 11/30(土)
4日目 9/7(土)	4日目 12/7(土)
5日目 9/21(土)	5日目 12/20(土)
6日目 10/5(土)	6日目 12/21(土)
7日目 10/19(土)	



【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (とよた市民後見人シンポジウムの開催報告)

- 豊田市では、市民後見人養成講座の開講を通じ、単に制度の担い手としての後見人活動のみならず、意思決定フォロワーや権利擁護の自主啓発団体、ボランティア実践など「本人目線」の生活を考えることに寄り添う市民活動が増えてきている。
- この動きを後押しすることは、「生きがい・自分らしさ」のある地域共生社会の実現に大きくつながることから、さらに理解を深めるための市民向けシンポジウムを開催した。

○ 開催概要

日時	令和6年6月29日（土）午後1時30分～午後4時30分
場所	豊田市福祉センターホール
テーマ	「本人が決める」を地域で支える ～地域共生社会に向けた意思決定支援の推進～
講師	シンポジスト ・ 豊田加茂医師会 会長 加藤 真二氏 ・ 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局長 福島 健太氏 ・ とよた市民後見人/意思決定フォロワー 鳥巢 美恵子氏 倉田 真澄氏 コーディネーター ・ 同志社大学 社会学部 社会学科 教授 永田 祐氏
実績	○ 参加者数：296名（スタッフ、当日対応職員を除く） ○ 養成講座申込者数：81名。29名が6/29のシンポジウム当日に申し込み



【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (とよた市民後見人シンポジウムの開催報告)



とよた市民後見人 とよた意思決定フォロワー 鳥巢 氏

- ・ 意思を尊重するなんて何と難しいこと、自分にできるだろうか？と思いながらも挑戦してみた。
- ・ 「何かお手伝いしたい」と思った自分の心は「誰かに必要とされたい」だった。誰かのためになる事で、誰かに欲される自分になる、自分のためにもなる。
- ・ 誰かのためが自分のためになる。地域共生社会なのかなと思う。
- ・ やって見たら「普通のこと」「当たり前のこと」「誰にでもできること」だと知った。

とよた市民後見人 とよた意思決定フォロワー 倉田 氏

- ・ コミュニケーションが取れない方だと施設からは聞いていたが、今までは話してくれる相手がいないだけだったと気が付いた。
- ・ 「今の生活がすごく楽しい」と言ってもらえた。寄り添うことの大切さを感じた。
- ・ 意思決定支援をしていく中で、もっと楽な生活が自分自身もできるということを感じた。自分の意見・希望を素直に出すことのよさ。
- ・ 一般社会で自分が肩ひじ張って暮らしていたことに気づかされた。今はすごく満ち足りている。

豊田加茂医師会 加藤医師

- ・ ひとつひとつ、個人の価値観にあった支援を心がけること、意思を確認することが当たり前というような地域にしていきたい。
- ・ がんばってやらねばではなく、気を張りすぎず寄り添っていく。
- ・ 相手も喜んでくれるし、自分にもやりがいだとか、温かい気持ちになれるような諦めた人生から脱した本人の輝く姿を見ると、支援者の希望にもなる。
- ・ 支えたことで自分も支えられる。相互にパワーの貰える、相互に幸せになれるような関係性。

- ・ 意思決定支援というと難しく聞こえるが特別なことではない。自然に過ごしている中で本人の希望が言えるような、言ってもらえるような関係性になっている。
- ・ 施設の方々から見ると、話さない人だと決めつけられていたが、丁寧なやりとりによってそうでないのだと。専門職の方も気づかされた。
- ・ フォロワーとの信頼関係の積み重ねで、遠慮やあきらめから脱して、自分の意向を伝えられるようになっていく。
- ・ 本人が決めることを支援することによって地域づくりがされる、地域づくりによって本人が決めることを支援することができる。

- ・ 専門職は管理された環境を当たり前だと思ってしまう。
- ・ 市民後見人さんの「もっと自由にならないの？」との指摘にハッとすることもある。
- ・ 意思を伝えられるようになるには「話せる環境」が必要。信頼関係、安心して話せるように。
- ・ そのためには、市民の方が活動できるように地域づくり、環境づくりが必要。
- ・ 自然と接するようにしてくれればきっと感じる。

- ・ 意思決定支援は難しいって言われるけど、本人の意思が叶うようにしていただく。本人が輝けるように、の考え方が大事。
- ・ 当事者の方にも希望と力がある。フォロワーとのつながりの中でそれを認め、気づき、発揮させていけるといい。
- ・ そして当事者の価値観がフォロワーたちを輝かせていくこともある。相互に輝かせていける、相互に輝いていける相互エンパワメントに結果的になっていくような、共生社会になっていくといい。

【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (とよた市民後見人シンポジウムの開催報告)

○ 開催風景



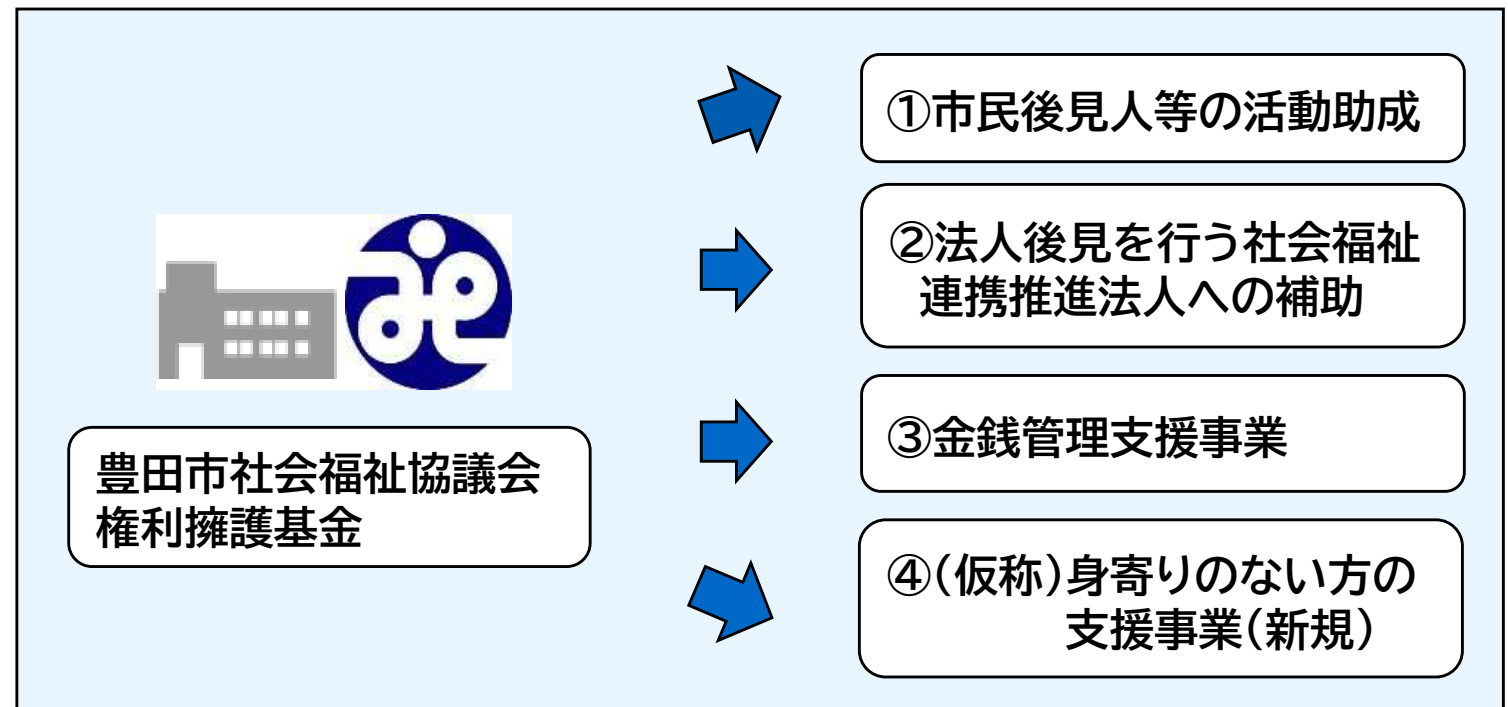
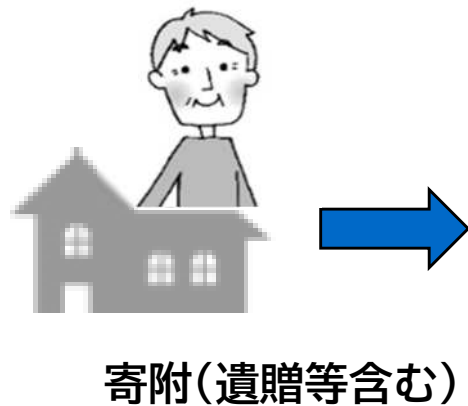
本会では、令和3年度より寄付金及び成年後見の法人報酬を財源に「くらし応援資金」を立ち上げた。単年度ごとの財源とし、事業は市民後見人等への活動助成や豊田市内の法人後見を行う社会福祉連携推進法人への補助などを実施している。

今後の方向性

寄付金及び積み立てが一定の財源となったことから、「豊田市社会福祉協議会 権利擁護基金」を設置し、権利擁護支援の継続的な財源確保及び安定した事業を行う(予定)。

事業は、①市民後見人等の活動助成、②法人後見を行う社会福祉連携推進法人等への補助、③金銭管理事業に加え、新たに単身高齢者の孤立孤独対策や障がい者の親亡き後の支援として、④身寄りのない方の支援事業(新規)を検討し、権利擁護事業の充実を図る(予定)。

基金イメージ



※(仮称)身寄りのない方の支援事業(新規)は、法福連携推進協議会身寄りのない支援部会で検討予定

- 身寄りのない方への支援のあり方検討部会員所属の団体へ「レシピ集＜救急搬送編＞」の説明を行った。引き続き関係団体にレシピの周知が進むよう説明と意見聴取を行う。必要に応じて内容の更新を行う。
- 「レシピ集＜死後事務編＞」については、現在、関係の弁護士・司法書士に意見聴取を行っている。8月には部会員へ展開し、年内に市ホームページへの掲載を予定している。

レシピ集＜救急搬送編＞の周知と情報の更新

令和6年6月6日 リーガル勉強会

レシピ集＜救急搬送編＞について説明を行った。病院への付添同行について、施設での救急搬送において施設職員が付添うことが多いが、その場合、職員と交代をするため等に成年後見人等に付添を求められる場面が多いということが話題に上がった。

【今後】

8月 高齢者グループホーム部会

9月 厚生病院勉強会

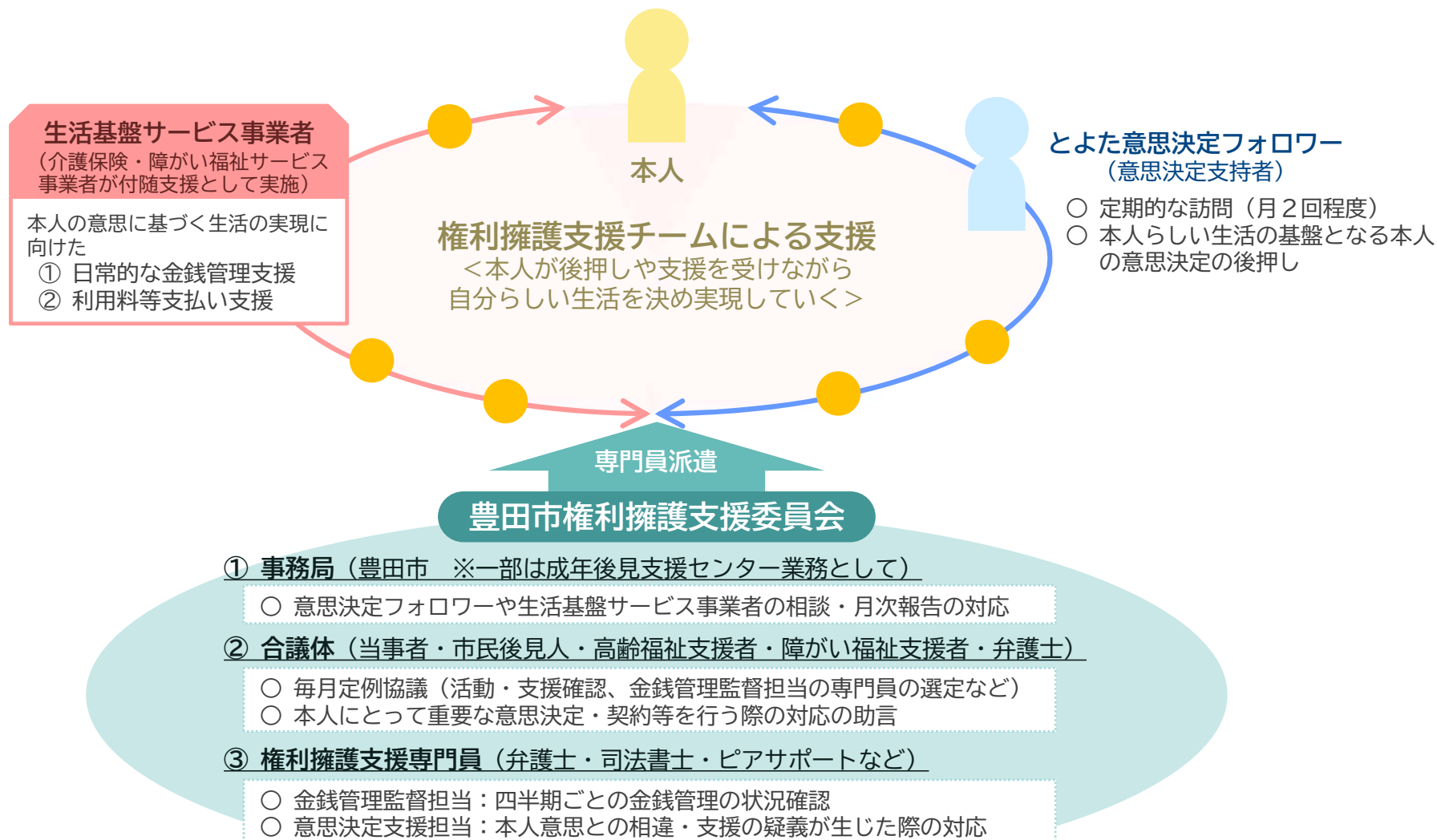


レシピ集＜死後事務編＞の情報公開

- 実際のケースを対応する際に出てくる疑問について、法的にはどうなのかを示すことができるよう法律の専門家に意見を聴取中。
- 部会員に展開し、その後ホームページに掲載予定。

【重点取組②③】豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について (試行的運用スキーム)

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市：①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

【重点取組③】豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について (令和6年度の取組想定と実績見込み)



令和4（2022）年度

試行の枠組みづくり

- 意思決定フォロワー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会の役割整理
- 試行要綱、様式等の作成

試行（モデルケース）の開始

- 高齢者＋特別養護老人ホームのモデルケース
- 障がい者＋共同生活援助のモデルケース
- 2件ともフォロワーは市民後見人養成講座修了生

令和5（2023）年度

仕組みの成熟化

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の定例化
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方の検討継続
- 利用増にも対応できる事務フローの整理

試行パターンの増加

- モデルケースのパターン増を進める。
- これにより、本事業を利用することで、地域生活課題の解決や、生活の質の向上が可能となる対象者像の整理を進める。

令和6（2024）年度

事業の継続

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の継続
- 生活基盤サービス事業者にもフォロワー活動の理解を深めるための講座の実施
- 本人の意思に基づいた金銭管理がなされているかの金銭管理監督と監督様式の見直し。
- 事業継続のための仕組みづくり

試行パターンの増加

- 引続きモデルケースのパターン増を進める。
(生活基盤サービス事業者による金銭管理の行われていない困窮ケースの試行を検討。)
- 事業対象者像の整理を進める。

※参考 令和6年6月末時点のモデルケース分類

	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【継続】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【継続】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③ 【開始】	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【調整中】	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤ 【開始】	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥ 【開始】	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人
ケース⑦ 【開始】	小規模多機能型居宅介護	40代		○			○		○ 親族保佐人 専門職保佐人

※参考 令和6年6月末時点の新規モデルケースの進捗状況

	ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応＋保佐人の役割検討ケース	ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概要・支援体制	60代男性・在宅 知的障がい(療育B) 障がい支援区分5・要介護2	30代男性・グループホーム 知的障がい(療育A) 障がい支援区分6
事業利用までの流れ	○ 65歳を迎えたため、制度上は原則介護保険サービスに移行していく必要があるが、本人は生活を変えたくないとの希望があり、支給決定所管課と介護保険所管課と事業所とで行った調整がきっかけとなったケース。 ○ 本人が通っている生活介護事業者は、元々本人の日常的な金銭管理を実施（保佐人が大元を管理）していた。仮に基本的なサービスが介護保険に移行したとしても、本人が慣れている生活介護事業者が生活基盤サービス事業者として、生活全般に必要な金銭管理の支援という形で関わり続けられるため、現在の形から本事業の利用へ移行することを検討中。	○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。 ○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。 ○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。 ○ 現在は、こうした生活用品を購入し、届けることは問題ないが、体力等が低下した時は難しくなることから、親からの相談をきっかけ。
事業利用の効果	◎ 身体的な介護や介助を行う事業は、介護保険制度に移行したとしても、本人が慣れ親しんだ障がい福祉サービス事業所が本人に別の形で関わり続けられる。 ◎ 法的課題解決のためから成年後見制度（保佐）を利用しており、課題解決後の成年後見制度の役割の検証。	◎ 親が元気なうちから、意思決定フォローが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことが可能。 ◎ 日常的な金銭管理に加えて、生活用品をやりくりすることを仕組み化できれば、高齢者等の緊急入院時の支援にも波及できる。
現在の進捗状況	○ 保佐人に事業の趣旨・内容を説明。 ○ 現在は、保佐人が契約内容を確認済。 ○ <u>今後、マッチング調整中</u>	○ 意思決定フォロー導入講座修了生との<u>マッチングが成立したため令和6年3月からフォロー活動開始。</u>

※参考 令和6年6月末時点の新規モデルケースの進捗状況

	ケース⑦：「障がいから介護保険サービス移行」がされた、高齢者施設で生活をしている40代本人の希望に基づく生活の充実検討ケース	
本人の概要・支援体制	40代男性・在宅 知的障がい(療育C) 要介護5 小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) フォロワー (講座修了生) 定期受診 専門職保佐人 (通帳・印鑑保管) 親族保佐人(叔父) (通院支援等)	
事業利用までの流れ	○ 現在は、金銭管理を専門職保佐人、通院支援等を親族保佐人、日常生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用しており、施設で生活している。 ○ 本人は問いかけに対して、なんでも『はい』と答えてしまうが、実際には本人の思いとは異なっている『はい』と答えていたということが分かった。 ○ 介護保険サービスに移行し、今後も高齢者施設での生活が続くと考えられる。しかし、本人は40代と若く本人の思いがくみ取れているのか施設職員に疑問があった。本人の思いに沿った支援がしたいとの施設側の思いと本人の事業利用の希望があり利用に至った。	
事業利用の効果	◎ 本人の思いに丁寧に寄り添うことで、本当の意思を確認し、生活を充実させることが可能。	
現在の進捗状況	○ 意思決定フォロワー導入講座修了生とのマッチングが成立したため、6月からフォロワー活動を開始。	

【重点取組③】意思決定支援の普及の取組

- 令和5年度同様に、各分野において、多職種向けに意思決定支援に関する研修を実施する予定。
- 研修の内容は、意思決定支援等に係る各種ガイドラインの紹介や意思決定支援に関する事例検討、意思決定支援で意識することなど多様であり、主催者が工夫をしながら意思決定支援の普及を図っている。

キャラバン・メイトフォローアップ研修（高齢福祉課）

- ① 高齢福祉課
- ② 令和6年7月23日
- ③ 豊田市を活動地域とするキャラバン・メイト
- ④ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

多職種合同研修会（地域包括ケア企画課）

- ① 豊田加茂医師会
- ② 未定
- ③ 医療関係者、福祉関係者、行政
- ④ 豊田市・みよし市医療圏の認知症の人を支える体制、認知症の人の意思決定を支援するプロセス（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン等）、事例検討 ※内容は毎年変更

北部ブロック研修（障がい福祉課）

- ① 豊田市地域自立支援協議会
- ② 令和6年7月、9月、11月（詳細未定）
- ③ 障がい福祉に関わる支援者等
- ④ 本人主体から見ていく意思決定支援（基礎・日常・実践）



関係機関向け研修、市民後見人フォローアップ研修（よりそい支援課）

- ① 豊田市成年後見支援センター
- ② 令和6年11月29日ほか
- ③ 福祉関係者、医療関係者、市民後見人バンク登録者
- ④ 成年後見制度と権利擁護の知識（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、事例紹介等）

①主催者 ②日にち ③対象者 ④内容

- 令和5年度から、消費生活センターが成年後見・法福連携推進協議会の委員に参画。これを契機にして、研修を開催するなどして、消費生活センター相談員の福祉・権利擁護に関する知識向上に努めた結果、関係機関との連携に繋がっている。
- 一方で、昨年度行った課題整理により、つなぎ方や対応を統一・均一化し仕組みとして整える必要性が確認された。
- そこで、令和6年度は、引き続き研修を通じてスキルアップを図りつつ、つなぎフローの整理等の連携の仕組み化を進める。

消費生活センターでの連携対応事例

話に一貫性がなく、同じ内容で何度も消費生活センターへの相談が続く高齢者
→本人了承のもと地域包括支援センターへ連絡。包括が家庭訪問にて個別対応

※消費者相談だけですべての相談内容の受け止めや解決は難しい。多機関と連携して対応が必要

包括と連携

継続した見守り体制が構築できた

○ 令和6年度取組（予定）

今後の取組：つなぎ方や対応の統一・均一化

① 「福祉・権利擁護支援」に関する研修の開催

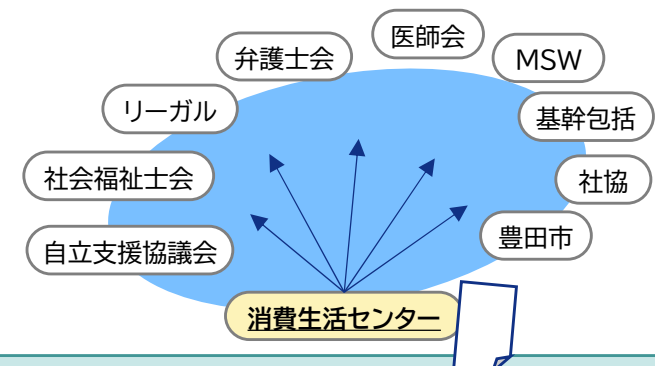
- ・日 程：令和6年10月8日（火）
- ・講 師：よりそい支援課
- ・内 容：市よりそい支援課の業務、福祉・権利擁護に係る支援機関の役割について
- ・参加者：消費生活センター相談員



② 相談受付シート・つなぎフローの作成

- ・目 的：相談を受付シートの統一した項目で聞き取り、つなぎフローに従って適切な支援機関や相談先に繋げる
- ・完成予定：令和7年2月頃 法福連携協議会にて報告予定

※豊田市成年後見制度利用促進計画における取組指標「課題整理」に応じた取組



【重点取組⑤】送付先変更に係る手続き事務のスマート化について (令和6年度取組予定)



- デジタル化推進本部会議傘下に設置した窓口改革ワーキンググループにて、「行かない・書かない・待たない窓口」(スマート窓口)の実現に向けて検討
- 令和6年度は、標準化の方向性などを考慮しながら施策の整理を進める予定。

■ 令和6年度取組予定

- 【概要】① 標準化によるシステム刷新が行われているため、その仕様・動向等の情報収集を行います。
- ② 他自治体へヒアリングを行い、DX先進自治体の事例調査を行います。
- ③ ①～②を踏まえ、施策の方向性の整理を行います。

<参考：目指す窓口の実現に向けたアイデア(庁内ワークショップより)>

「書かない窓口」：マイナンバーカードを活用した基本情報入力 of 省略、各課間で情報を共有し、複数手続きを同時に処理 等

「待たない窓口」：窓口説明をYouTube配信等に切り替えるなど、窓口での職員からの説明を選択性とし、時間の有効活用を促進 等

「歩かない窓口・迷わない窓口」：庁内でのオンライン窓口の実施や、手続きに関する窓口の集約化(ワンストップ化) 等

【重点取組⑥】高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり (重層的支援体制全体で配置する支援調整担当の民間フェローの活用)

- 地域共生社会や孤独・孤立対策等に向けた総合調整では、相談支援における連携を始めとして、様々な施策分野や官民の多様な主体による横断的・多面的な連携・協働を推進することが求められる。
- そこで、①支援の調整、②市民の共感を生む広報・事業等デザイン、③重層的支援体制の人材育成における総合調整を効果的に実施する観点から、民間ノウハウを庁内に取り込むことを趣旨として、ソーシャルインパクト採用等により民間副業人材を登用する。
- このうち、支援調整担当となる民間フェローについては、愛知県社会福祉士会とも連携しながら有資格者を配置し、虐待対応のコア会議等にも出席を予定。客観的かつ専門的な立場からの対応方針の判断に関わることを想定。

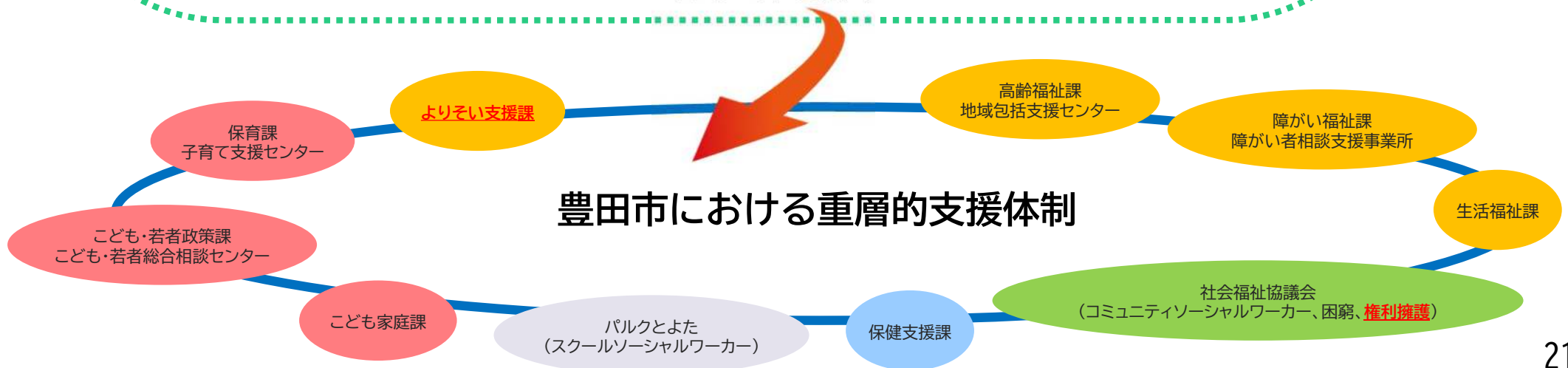


支援困難なケースに対して、第三者的な助言等を行う **支援調整担当の民間フェロー**

役割

▽ 支援方法や、関係機関との連携・調整に対する客観的・具体的な助言

- 1 よりそい支援課への多機関協働支援
(1)重層的支援会議や支援会議、**虐待コア会議への参加及び客観的・具体的な助言**
(2)よりそい支援課ケースの進捗管理
- 2 重層関係課・機関への多機関協働支援
(1)重層的支援会議等への参加及び客観的・具体的な助言
(2)支援会議の開催支援
(3)スキル等の向上を目的とした定期的な勉強会の開催



次期計画策定方針について

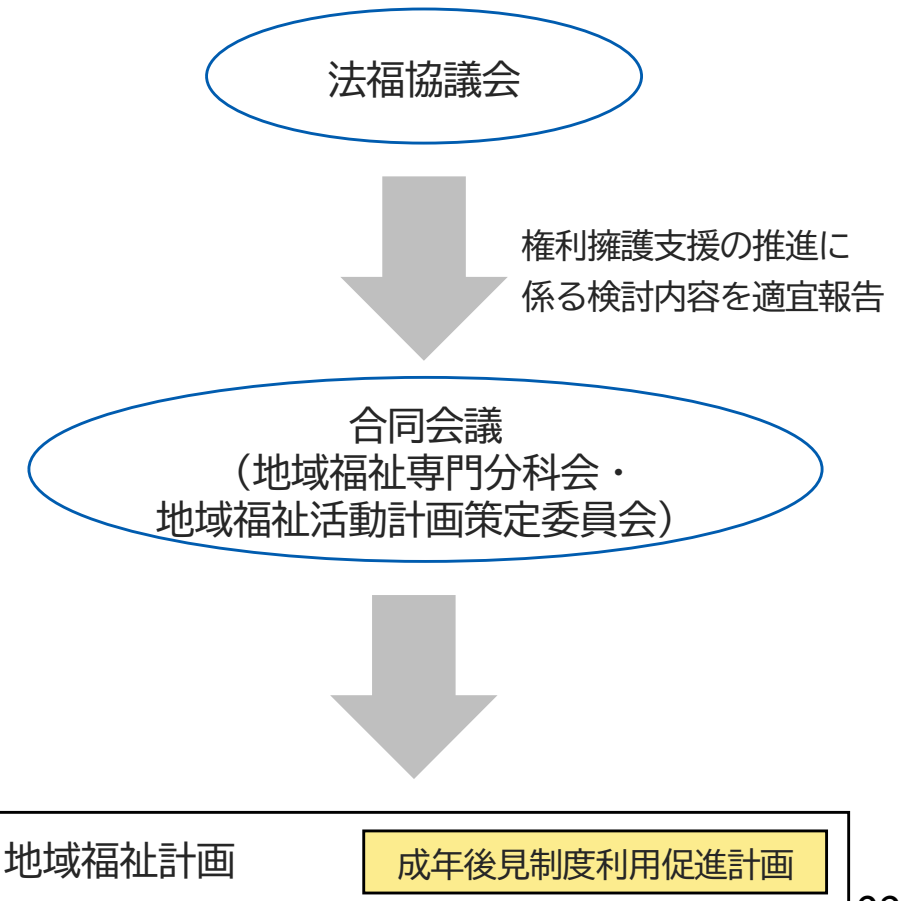
- 現行計画の取組によって、権利擁護支援体制の基盤（体制整備、取組の方向性）を固めることができた。
- また、権利擁護支援の取組が、多様な主体の参画によって地域共生社会を推進する形で広がりを見せており、今後は、高齢者・障がい者の自分らしい生活の実現に向けて、この方向性を強める動きが効果的である。
- このため、次期の当計画は地域福祉計画に包含する形で策定し、具体的な検討方法としては、当協議会による権利擁護支援の推進に係る検討結果を、次期地域福祉計画策定に関する協議を行う合同会議（地域福祉専門分科会及び地域福祉活動計画策定委員会）に適宜報告を行う方向性で調整を進める。

次期計画の策定の考え方

- 現行計画では、権利擁護支援体制の体制整備、取組の方向性を定めることで、権利擁護支援体制の基盤が固まった。その結果、成年後見制度に留まらない高齢者や障がい者に関する権利擁護支援の取組が、多様な主体の参画により広がってきている。
- ・ 中核機関の整備（市・センター（社協）の共働運営）
- ・ 権利擁護支援の担い手育成・活躍支援（市民後見人・意思決定フォローなどの市民活躍、社会福祉連携推進法人による法人後見など）
- ・ 権利擁護支援策を充実する取組（多機関連携による身寄りを頼ることができない人の支援、多職種による意思決定支援など）
- 今後、地域共生社会の実現を目指す上では、これまで以上に権利擁護支援の取組と他の取組（包括的相談、社会参加など）と一体的に推進することが重要

次期の当計画は、地域共生社会の推進を示す「次期地域福祉計画」に取り込む方向性で調整を進める

検討の進め方イメージ



- 令和2年度に策定された第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画が令和7年度に計画期間満了となることに伴い、今年度次期計画策定に向けた策定委員会が設置される。
- 地域福祉活動推進委員会及び策定委員会に、学識経験者として当協議会から松山弁護士が委員に就任した。

委員会の就任期間

令和6年7月1日～令和8年6月30日（任期2年）

委員会の構成メンバー

自治区長、民生委員児童委員、支所推進委員会委員、地域福祉活動実践者、福祉団体関係者、福祉関係事業所関係者、見識者、学識経験者、行政関係者等

委員役割

委員会名	役割
地域福祉活動推進委員会	地域福祉活動計画の実践・推進にあたり、方向性の検討や進捗管理等を行う場
地域福祉活動計画策定委員会	第3次豊田市地域福祉活動計画の策定に必要な協議を行う場

計画について

地域福祉計画とは・・・

⇒社会福祉法第107条に基づいて行政が策定する市町村地域福祉計画のこと

地域福祉活動計画とは・・・

⇒住民が主役となった地域福祉活動を実践するために社協が策定する住民活動計画のこと



豊田市では、「地域共生型社会システム」の構築を目指し、地域福祉の推進に資する取組を総合的かつ効果的に推進するために、

地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定

次期計画期間（6年間）で取り組むべき課題について

想定される視点

- 専門職の受け手不足
 - ・ 専門職後見人から市民後見人へのリレーをより進めていくためには？
 - ・ リレー先となる後見人を増加させていくための取組は？
 - ・ その他専門職の受け手不足を解消するための取組は？
- 身寄りを頼ることができない方への支援に関する取組
 - ・ 支援として特に優先的に取り組むべき内容は？
 - ・ 支援者都合にならないように意思決定支援と一体的に取り組む方策は？
- その他、権利擁護支援や意思決定支援を進めるために必要なこと